

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除における控除する年の選択について

1. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の概要

個人が証券会社などの金融商品取引業者等を通じて上場株式等を譲渡したこと等により生じた損失（以下「上場株式等に係る譲渡損失」という。）の金額がある場合は、所得税の確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額で申告分離課税を選択したもの（以下、「申告分離課税の配当所得の金額」という。）と損益通算ができます（措法37の12の2①）。さらに、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、その年の翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税の配当所得の金額から繰越控除することができます（措法37の12の2⑥）。これを「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」といいます。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けるには、次の手続が必要です（措法37の12の2⑧等）。

- ①上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税について、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」（以下、「付表」という。）及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」（以下、「明細書」という。）の添付がある確定申告書を提出すること。
- ②その後の下記③以外の年分については、その後連続して未控除の損失を記載した「付表」の添付のある確定申告書を提出すること。
- ③上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を受けようとする年分の所得税について、「付表」及び「明細書」（株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合）の添付のある確定申告書を提出すること。

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除の適用年の選択

上場株式等の譲渡損失の繰越控除につき、控除可能とされる損失が生じた年の翌年以後の3年間のうち、控除する年を納税者が任意に選択することは可能でしょうか。この点について次の設例により検討します。

【設例】25年分の所得税の確定申告を控えた個人甲は、A証券会社の特定口座（源泉徴収選択口座）内で上場株式の売買取引をしています（他に株式の売買はなし）。その譲渡損益の状況は次の通りです。

- ①平成24年：譲渡損失3,000万円（申告分離課税の配当所得の金額との損益通算後）。なお、甲は前述1①の要件を満たした確定申告書を提出しています。
- ②平成25年：譲渡益3,000万円（25年分の上場株式

等に係る配当所得の金額は、確定申告をしない）。

③平成26年：譲渡益3,000万円（発生見込み）。

上場株式等の譲渡所得等に係る所得税と住民税の税率が26年より本則の20%に戻ったことから、甲は24年の譲渡損失3,000万円を25年分の確定申告では控除せず26年まで繰越し、26年に発生が見込まれる譲渡益3,000万円と通算したいのですが、可能でしょうか。

【回答】甲は、平成25年分の所得税につき譲渡益3,000万円を申告しない確定申告をすることにより、24年の譲渡損失3,000万円を26年に繰越し、上場株式に係る譲渡所得等の金額の計算上、控除することができます。

源泉徴収選択口座内に保管する上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額は、確定申告をしないことができます（措法37の11の5①一）。このため、25年の譲渡益3,000万円は、申告しないことを選択できます。

平成25年分の所得税については、未控除の損失を記載した「付表」を添付した確定申告書を提出するものの、その申告書に24年より繰越された譲渡損失3,000万円を、その年の譲渡益3,000万円から控除する要件（前述1③参照）である「明細書」を添付せず、損失を控除する計算をしていないことから、24年の譲渡損失3,000万円は、25年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、控除されません。

平成24年の譲渡損失3,000万円は、「その年（26年）の3年以前の各年において生じた上場株式等の譲渡損失」であるところ、25年分の所得税につき1②の要件を満たした確定申告書を提出し、26年分の確定申告において、1③の通り、「付表」及び「明細書」の添付のある確定申告書を提出することにより、24年の譲渡損失3,000万円は、26年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、控除されます。

なお、甲が25年分の所得税につき譲渡益3,000万円を申告しない確定申告をした場合、甲はその譲渡益を「申告しない」ことを適法に選択して所得税計算をしたことになります。見込みが外れ、26年中に譲渡益が生じなかったとしても、甲は25年分の所得税について国税に関する法律の規定に従った税額の計算をしているので、国税通則法23条1項の更正の請求の事由には該当しません。したがって、更正の請求により、24年の譲渡損失3,000万円を25年分の株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡益）3,000万円から控除することは認められないので、注意が必要です。